

補助金のあり方と交付基準について

令和2年6月

高梁市行財政改革推進本部

補助金のあり方と交付基準について

1 補助金の現況

団体等への補助金は、これまで行政の補完という意味からも一定の効果を挙げ、行政目的を効果的かつ効率的に達成するうえで重要な役割を担ってきた。

しかし、近年の財政健全化に向けた歳出抑制の取り組みのなか、補助金についても行政の責任分野、経費負担のあり方、費用対効果を検証しながら徹底した見直しが行われてきており、平成30年3月に策定した「高梁市行財政改革プラン」においても、更なる取り組みが強く求められている。

補助金の全般的な見直しにあたっては、個々の補助金対象事業のあり方から再検討する必要があるが、高梁市では交付申請、交付決定、実績報告などの事務手続きを定めた高梁市補助金等交付規則は規定されているが、補助金交付に関しての統一的な基準はなく、真に必要な補助金のあり方かどうかは、それぞれの担当部門での判断となっている。

そこで、今後の補助金の公益性・効果性・必要性・適格性を確保するため、統一的な基準を定めた「補助金交付基準」を策定することとし、市民への明確な説明責任が果たせる仕組みづくりを創ることとする。

2 補助金交付に係る課題

①市の目指すべき方向性との整合

- ・ 現在の補助金は、各担当課がそれぞれの事業計画のもとで要綱等に基づいて交付しているが、各担当課の考え方が市全体の目指すべき方向性と整合がとれているのかどうか、改めて全体的な目で統一的な考え方のもと、各担当課が精査する基準が必要である。

②補助金額算定根拠の明確化

- ・ 補助対象経費と自己負担対象経費を明らかにし、何の経費に補助金がいくら充てられたのかが一目で分かる資料を作成する必要がある。

③補助金交付の既得権化

- ・ 一般的に一度交付決定された補助金は長期化することが多く、全体の公平性という視点とともに、社会情勢の変化に対しても事業内容の見直し等が行われにくくなっている。

④適正な補助金のあり方について

- ・ 財政健全化に向けた歳出抑制の取り組みのなか、補助事業内容の公益性、効果性、必要性などについて、改めて検討する必要がある。

⑤補助団体の自立と市との適切な関係について

- ・ 補助金が交付される団体に対し、自らの力で活動資金を確保し運営を行う努力を促し、市と補助団体との関係においては、市はあくまでも団体の自立性を指導し、適切な関係を構築することが必要である。

3 補助金交付の判断基準及び見直しの視点

補助金は、本来当該補助金をもって何を期待するのかという明確な目的のもと、事業の公益性、効果性、必要性等の観点のもとで交付決定されるべきものである。

このため、次の判断基準及び見直しの視点に基づき、補助金交付に係るさまざまな課題への対応と合わせて、交付の有無や現在の社会経済情勢に適応した事業内容であるかなどについて常に精査を行うものとする。

(1)判断基準

①事業の公益性

- ア 市の行政目的に合致し、地域での住民自治、社会福祉の推進に寄与するもの。
- イ 市総合計画、地方創生戦略など主要計画の目的を実現するために、施策として事業を積極的に推進すべきもの。
- ウ 社会福祉の推進、地域産業の振興、雇用の促進及び文化・芸術・スポーツ等の推進に寄与するもので、市が積極的に普及・支援し、事業推進の援助を必要とするもの。

②事業の必要性

- ア 市民のニーズが高く、優先的に実施する必要があるもの。
- イ 事業活動の目的・視点・内容などが社会経済情勢に合致し、他の自治体の取組み状況などから優先的に実施する必要があるもの。

③事業の効果性

- ア 補助金の交付に対して成果が認められるもの又は期待できるもの。
- イ 市民と行政の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であるもの。

④団体等の適格性

- ア 団体等の会計処理及び使途が適切であるもの。
- イ 団体等の決算における繰越金又は余剰金が実質的に市補助金の額を超えていないもの。
- ウ 団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致しているもの。
- エ 団体等が自ら積極的に活動資金確保に努めているもの。
- オ (市の関与を少なくし)団体等が自ら運営を行っているもの、又は行う意思を有しているもの。

(2)見直しの視点

①見直しの除外項目

- ア 国、県の補助金を財源の一部として充てる事業で、市の負担が義務的で見直しの余地がないもの。
- イ 債務負担行為が設定されているもの。
- ウ 利子補給・元利助成等
- エ 当該年度のみ補助を行うもの、又は当該年度で終了するもの。

②廃止・休止・減額すべきもの(統廃合を含む)

- ア 社会情勢の変化に伴い、市の施策が目指す目的・視点・内容と適合しなくなり、公益上必要性が薄れているもの。
- イ 施策の浸透、普及等により事業目的が達成されているもの。

- ウ 補助効果が不確定又は乏しく、今後も効果が上がることが期待できないもの。
- エ 類似する補助金があり、統廃合することにより事業効果が向上するもの。
- オ 団体自らが財源を他に求め、自主運営を行うことが可能なもの。
- カ 団体等の決算において、補助金の占める割合が低率であるもの。
- キ 会計処理及び使途が不適切なもの。
- ク 決算の繰越金・余剰金があるもの。
- ケ 国や県等の制度による補助事業において、市単独補助を上乗せしているもの。

③改善すべきもの

- ア 補助対象事業、補助額の根拠等がはっきりせず、曖昧なもの。(場合により廃止)
- イ 補助金としてではなく、市の直接経費で計上すべきもの。

4 補助金交付基準

(1)補助金の分類

補助金を次の定義により性質別に分類する。

①制度的補助

- ア 国、県等の制度に基づき補助するもの
- イ 市が条例等により定めた基準に基づいて補助するもの
- ウ 他の市町との協議によって補助するもの

②団体運営費補助

団体等が行う事業に公益性があると認められるものに対し、その団体等の運営に必要な基礎的経費(例:事務局費、会議費等)を補助するもの

③事業費補助

ア 事業費補助

市が施策を推進するために動機づけや奨励、また行政目的を達成するために市が取り組むべき事業、関与すべき事業に対して補助するもの

イ イベント等補助

市も実施主体の一員として実施するイベント等に対して補助するもの

ウ 公益事業補助

団体等が行う事業で特に公益性が高い事業に対して補助するもの
(スポーツ振興、文化振興など)

④利子補給・元利助成等

借入金に係る利子等に対して補助するもの

(2)補助対象経費の明確化

補助金が公金である以上、当然、その使途については市民の方の理解を得ることができるものでなければならず、補助金の執行にあたっては、そのことを十分に認識したうえ、市が直接行う場合と同様の精査が求められる。

このため、補助対象経費を明確にし、補助事業の財源内訳として市補助金と団体等の自主財源による区分を行うとともに、各団体等に対し自主財源確保についての努力を促すこととする。

また、補助金は、原則として事業目的の達成に向けた事業費を対象に交付されることが適当であり、団体運営費補助についてはその補助対象となる経費の範囲を適切に判断したうえ、今後は事業費補助へ移行できるよう努めることとする。

(3)補助率、補助単価及び限度額の設定

補助率及び補助単価については、原則として次のとおりとし、現行の各補助要綱等に基づき必要に応じて限度額を設定するものとする。また、社会経済情勢や市の財政状況等を勘案し、それぞれの補助率や限度額については常に見直し検討を行うものとする。

(別表)

分類	補助対象経費	補助率、補助単価及び限度額
制度的補助	各制度に定める基準による。 このとき、国や県等の制度に伴うものは、合理的な理由がない限り、原則として「上乘せ補助」は行わない。また、国や県等の制度が終了したときは、原則合わせて市の補助も終了することとする。	ア 国、県等の制度に基づき補助するもの イ 市が条例等により定めた基準に基づいて補助するもの 補助金交付額＝補助対象経費×補助率、 補助金交付額＝補助単価×対象数 ウ 他の市町との協議によって補助するもの 補助金交付額＝協議による算定額
団体運営費補助	団体運営に必要な基礎的経費を補助対象経費とする。ただし、団体等の自主的な運営を促進するため、事業収入や会費等の自主財源確保について努力を促すこととする。	補助対象経費の2分の1以下の額、又は、あらかじめ定めた限度額以内の額のうち、いずれか低い額
事業費補助	・市の基準等により精査すること。 ・参加者負担金等、事業に対する自主財源の収入対策については各団体等に努力を促すこと。	ア 事業費補助 補助対象経費の2分の1以下の額、又は、あらかじめ定めた限度額以内の額のうち、いずれか低い額 イ イベント等補助 さらなる自主財源の確保、経費の節減により補助金の減額に努める。また、補助という趣旨から繰越金が発生しない額とする。 ウ 公益事業補助 補助対象経費の10分の10以下の額。ただし、公益性が高く、本来市が自ら負担し、実施すべき事業
利子補給・元利助成等	補助金交付要綱等で定めるものとする。	それぞれの補助金交付要綱等で定める額または率

(4)補助対象外経費

補助対象経費の算定にあたっては、次に掲げる経費は補助対象としないこと。

対象外経費	説明
①人件費	団体運営のための人件費。ただし、事業を推進するために必要な人件費は除く。
②交際費	
③慶弔費	
④飲食費	会議等における必要な経費は、必要最低限のみとする。
⑤懇親会費	
⑥視察研修費	事業の性質上、真に必要があると認められる視察研修は補助対象とすることができる。
⑦負担金等	上部組織に支出している会費、負担金は原則として補助対象としない。ただし、下部組織である分科会等に助成金などの名目で支出している場合は、事業内容を精査の上補助対象とする。
⑧その他	市の基準を参考にし、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

(5)終期の設定

補助金の既得権化を防止し、社会情勢の変化に対応した事業内容への見直しを適時適切に行うため、あらかじめ終期を設定する。

終期は、原則として3年とし、新たな補助金については開始時に、既存の補助金については見直し時に終期を設定する。

更新が必要なものについては、必要性や実績、成果を検証し、「ゼロベース」で見直しをする。ただし、協議、協定等により市の負担が決められている補助金は例外とする。

(6)適用

この基準は、令和3年度予算から適用する。